

光洋小学校いじめ防止基本方針

令和3年9月

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめに対する基本的な考え方

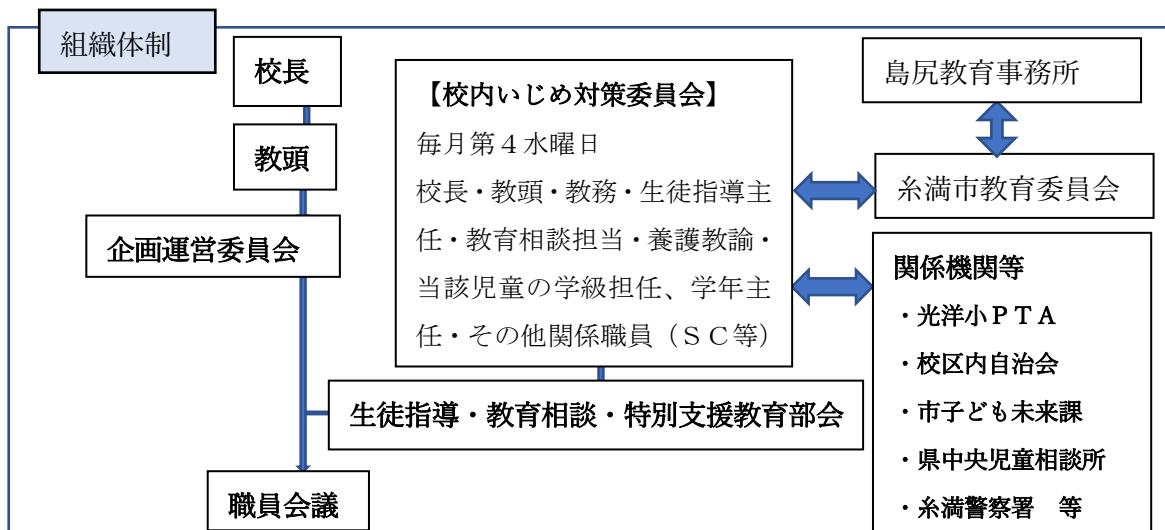
いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、「いじめはどこにもあり得る、起こり得る」という基本認識に立ち、児童すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応にすべての教職員が計画的、組織的に取り組む。

- いじめは、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
 - いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
 - いじめ問題は学校（教師）の指導のあり方が問われる問題であること
 - 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
 - いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること（沖縄県教育庁資料より）

3 いじめの防止のための組織

（1）いじめ対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任、当該児童の学級担任、当該児童の学年主任、教育相談担当、養護教諭、その他関係教諭からなるいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。



(2) 情報交換及び共通理解

校内いじめ対策委員会は、毎月第4水曜日に生徒指導・教育相談・特別支援教育部会と兼ねて開催する。また、配慮を要する児童については、スクールカウンセラーや関係機関等と情報交換を行い、共通理解を図る。

これらの内容や事案については職員会議において報告し、周知徹底する。

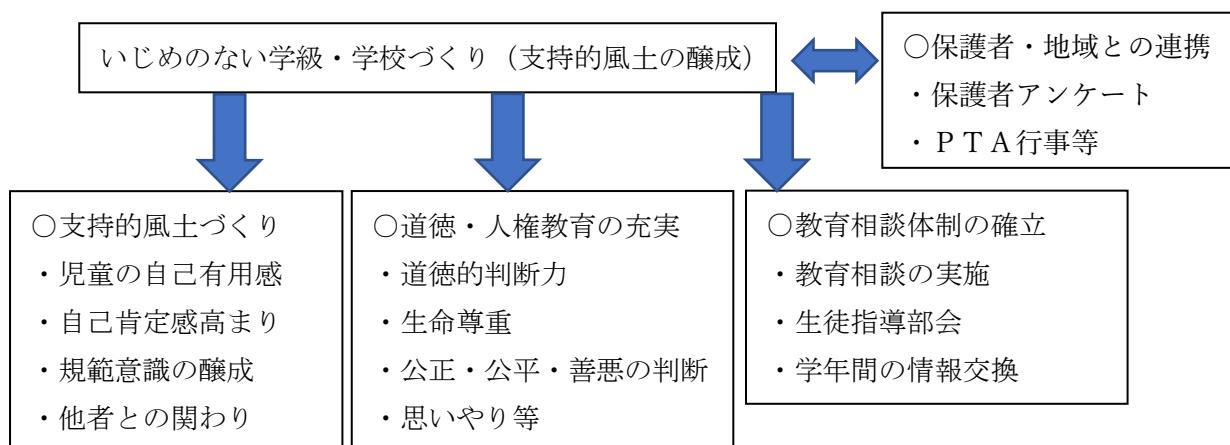
(3) ケース会議の開催

継続的な事案や突発的な事案については、ケース会議を開き、対応を協議した後に対応にあたる。

4 いじめを未然に防止するための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

全教育活動を通した道徳教育や人権教育の推進や教育相談の充実、保護者や地域との連携などに取り組み、いじめのない誰もが楽しいといえる学級・学校づくりに努める。



(1) 指導体制

① 教師の資質向上

- ア 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施し、基本的資質、専門性の向上に努める。
- イ 教師自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- ウ いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取り組み方法、年間指導計画の作成
- エ 日頃から子ども達と接する機会を設け、信頼関係の構築をはかり、相談しやすい環境づくりに努める。
- オ 支持的・受容的な温かい学級の風土をつくり上げ、学級内での、よりよい人間関係を築く。

② 教科指導

子どもにとって学校生活の大半は教科の学習である。その授業者から受ける影響は計り知れない。

教師は授業を組み立てる中で、常に子どもの考え方や意見を引き出し、それを大切にしていく授業展開を心がけていくことが重要である。認め合ったり支えあつたりできる授業の雰囲気づくり（支持的風土のある学級づくり）に努める。

③ 道徳

ア 人権意識を高め、人権感覚を磨く場として授業では資料の中にとどまることなく、

子ども達が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

イ 「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「生命を大切にする心」などの道徳的な実践力を育む授業づくりや道徳教育に取り組む。

④ 特別活動

ア 主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、子ども達がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定し、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験させる。

イ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を養うために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を行う。

ウ 児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

⑤ 教育相談体制

ア スクールカウンセラーや小中アシスト相談員、市町村教育委員会の相談機関の活用について、児童や家庭に周知するとともに、相談室の整備など相談しやすい環境づくり及び教育相談体制の確立を図る。

イ 校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的（学期1回）に教育相談等を実施する。

ウ 気になる内容については、臨時の教育相談、電話、家庭訪問等を実施し、把握に努める。

⑥ 家庭・地域との連携

いじめ問題は、学校のみで解決することに固執することなく、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、共同して帰結を図る姿勢が重要である。また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関すると思われる情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。

5 いじめの早期発見

早期発見、早期対応（即対応）を目標に、いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童の支援、いじめを行った児童への指導、周りの児童へのケア等について、教職員の役割分担を明確化して対応する。

（1）いじめに係る情報の収集・実態把握

①教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。

②児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通じて、早期発見に努め、事実を隠蔽することなく迅速に対応する。

【いじめに関する情報収集及び実態把握の方法】

- 1 定期的な生活実態調査（いじめアンケート）・・・毎月 5 日
 - ①担任確認・聞き取り → ②学年会で報告、情報の共有 → ③管理職へ報告
- 2 日常的な観察
- 3 個人面談・教育相談
- 4 日記・連絡帳 など

（2）いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どものこれまでの心の痛み、誰にも言えずに悲しかった苦しかったりした気持ちを共感的に理解する。
 - イ 学校生活のいろいろな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
 - ウ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませることがあるので、このような言葉は避ける。
- ② いじめている子どもへの指導
 - ア 事実関係を確認する場合、当事者だけでなく周りの子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできる限り正確に把握する。
 - イ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。
 - ウ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強く持たせることを中心に指導する。
 - エ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾け、心情をくみとる。
- ③ 周りの子ども（傍観者）への指導
 - ア いじめられている子どもがいじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
 - イ いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教師が毅然とした態度で指導し、学級内でのいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
 - ウ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教師に言ってくるように働きかける。このような中で、いじめを通報してきた子どもがあれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその子どもが仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。
- ④ いじめのアフターケア
いじめの指導の事後指導は、注意深く、継続的にいじめられた側、いじめた側に関わっていくような教育相談的な対応を行う。

（3）教育相談

- ① いじめられている子どもに対する教育相談
(手順)

- ア 心身の安定を保障し、不安感を取り除く。
- イ 事実関係を把握する。
- ウ いじめに対して、教師も一緒に取り組むという気持ちを伝える。
- エ 気持ちを安定させ、自信を持たせる。
- オ その子が望むなら、いじめていた子ども（達）と話し合う場を持ち、教師も話し合いの一員として必ず立ち会う。
- カ 教育相談を継続する。
- ② いじめている子どもに対する教育相談
(手順)
- ア 事実関係の把握を行う。
- ・いじめに加わっていた子が複数の時は、一対一で対応する。
- イ いじめの行為の重大性に気づかせる。
- ・相手に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかを認識させる。
- ウ 行為に対する責任をとらせる。
- ・発達段階に応じて、保護者とともに、謝罪するなど自分で責任ある行動をとる。
- エ いじめの理由を聞き、自立を援助する。
- ・今後、どのような心構えで生活していくか考えさせる。
- オ 正しい人間関係のあり方について指導する。
- カ 教育相談を継続する。

(4) 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との対応

- ア 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の言い分を十分聞き入れる。そして、一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- イ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明をする。
- ウ いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめられている子どもの人権を守り、いじめている子どもに対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
- エ プライバシーの保護に努め、いじめの情報がもれることがないよう、しっかりと情報管理をする。
- オ 保護者によっては事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心がける。
- カ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るために、より一層、信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
- キ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

② いじめている子どもの保護者との対応

- ア 時間をかけても正確な事実関係を確認することを心がけ、憶測は避ける。
- イ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、子どもの成長、人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。

ウ 謝罪の仕方、自分の子どもへの指導のあり方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。

エ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。

オ 保護者も苦慮しているという認識を持ち、子どものよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるよう接する。

(5) 地域・関係機関との連携

① 学校地域との連携

ア 日常からの連携に基づき、いじめ解決のため、地域との積極的な協力を図る。

イ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導、対応の後には、情報提供者に必要事項を報告する。

ウ 情報源については秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取り扱いを依頼する。

② 学校と関係機関との連携

ア いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を図る。（教育委員会、教育事務所、児童相談所、児童家庭課、主任児童委員、人権擁護委員等）

イ 特に深刻ないじめについては、あくまでも学校の主体性を維持しつつ警察と連携して対応することもある。

(6) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの特徴

ア 不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

イ インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。

ウ インターネットに掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

エ 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態把握が難しい。

【ネット上のいじめの態様】

1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

・誹謗中傷の書き込み　・個人情報の無断掲載　・なりすまし等

2 メールでの「ネット上のいじめ」

・誹謗中傷するメール　・チエーンメール　・なりすましメール

3 その他

・口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷

③児童及び保護者への対応

ア 被害児童への対応

- ・きめ細やかなケアを行い、いじめられた児童を守り通す。

イ 加害児童への対応

- ・加害者自信がいじめにあっていった事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど、適切な対応をする。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

ウ 全校児童への対応

- ・個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

エ 保護者への対応

- ・迅速に連絡し、家庭訪問などを行うとともに、学校の基本方針を説明し、相談しながら対応する。

※掲示板管理者に削除依頼するなど、専門機関（警察署）と連携をとって対応する

6 重大事態の対応について

（1）重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（年間30日：一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に調査に着手）

- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。「いじめ防止対策推進法」

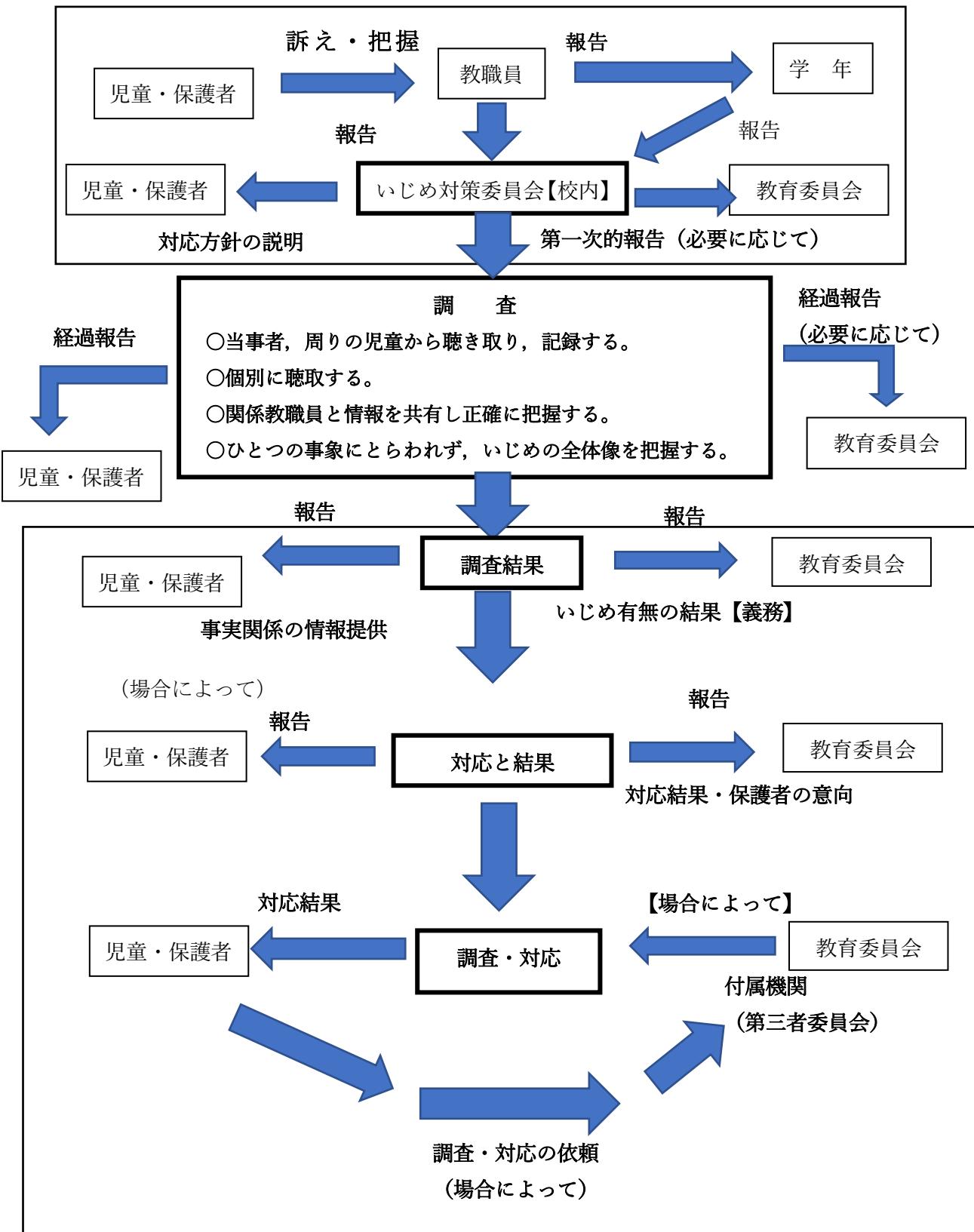
（2）重大事態への対処

- ①いじめの事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校から学校の設置者（糸満市教育委員会、島尻教育事務所）へ重大事態が発生した旨を速やかに報告する。（電話：第一報詳細報告：紙媒体）
 - ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（外部専門家の活用も図る）
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ② 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 現に起こっているいじめへの対応（緊急的対応）

「いじめ防止対策推進」第23条いじめに対する措置

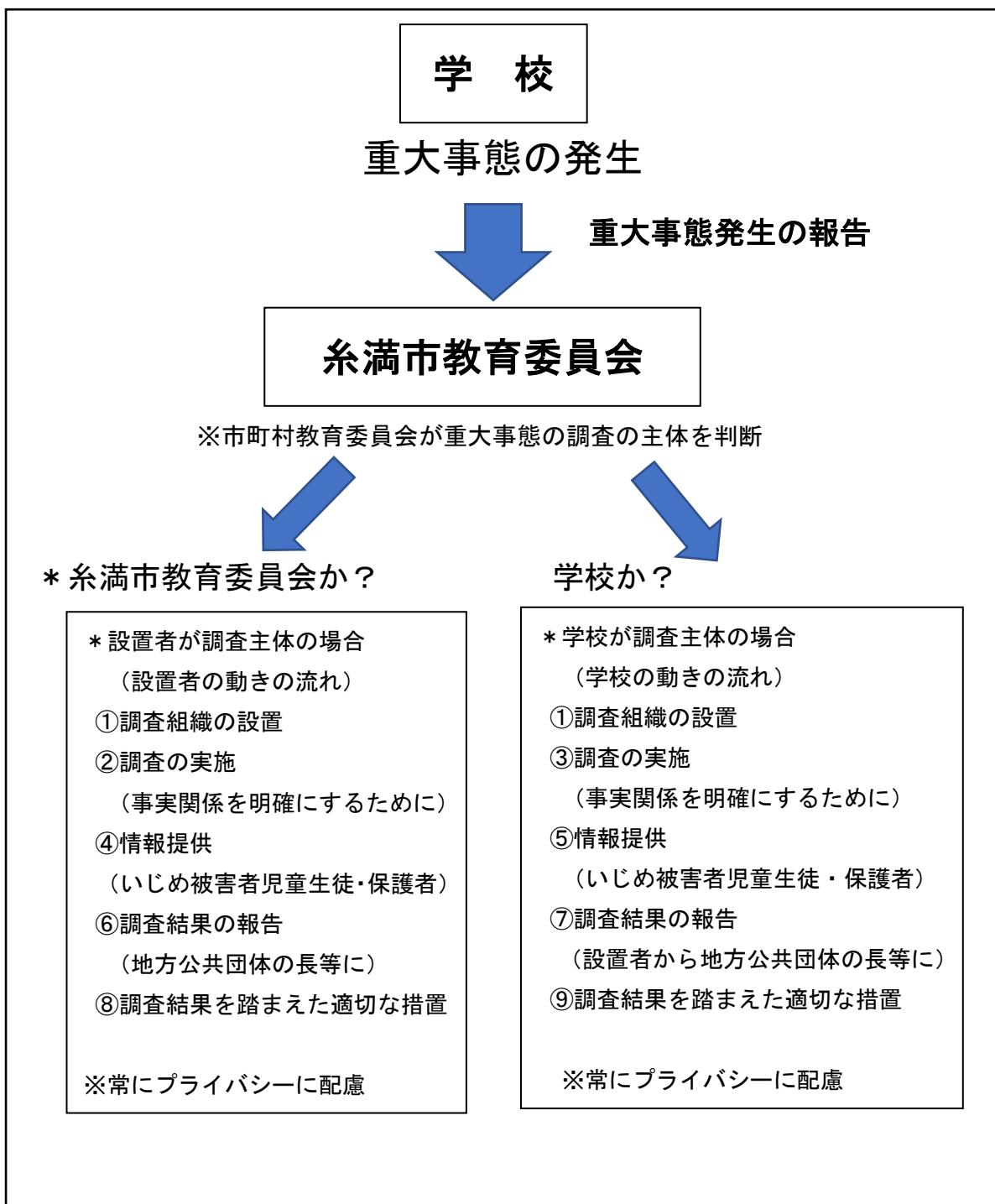
[いじめ発生時の通常対応等のフロー図]



8 重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

[重大事態対応のフロー図]



◇ いじめ防止年間計画

月	教職員の活動	児童の活動	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会設置（基本方針の確認・共通理解） ・生徒指導・教育相談・特別支援全体会（職員会議） ・学級引き継ぎ ・学級開き ・家庭訪問（家庭の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・学級ルール作り（学級活動） ・レインボータスクの実施 ・クラブ活動（～7月） ・ふわふわ言葉の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・家庭訪問 ・市教委学校訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> ・アイチェックの実施（市教委） ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・あいさつ指導週間① ・いじめに関するアンケート ・学校行事（春の遠足、1年生を迎える会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・授業参観
6	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・教育相談全体会 ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・学校行事（平和集会） ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・基本方針説明（日曜授業参観、学校経営方針説明）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート① ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 ・教育相談（1学期） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・1学期の生活反省 ・いじめに関するアンケート（7月のアンケートも実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・個人面談
8	・生徒指導・教育相談・特別支援部会		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会
9	・生徒指導・教育相談・特別支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・あいさつ指導週間② ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・授業参観 ・市内小学生陸上競技大会
10	・生徒指導・教育相談・特別支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・学校行事（地区陸上大会） ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・地区陸上大会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 ・教育相談（2学期） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事（運動会） ・人権の日 ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・運動会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 ・学校評価アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・学校評価 ・2学期の生活反省 ・いじめに関するアンケート（12月のアンケートも実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校評価 ・学級保護者会
1	・生徒指導・教育相談・特別支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・あいさつ指導週間③ ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校公開日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 ・教育相談（3学期） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・いじめに関するアンケート ・児童会引継ぎ ・委員会活動引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導・教育相談・特別支援部会 ・学級編成（引き継ぎ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・学校行事（6年生を送る会） ・3学期の生活反省 ・いじめに関するアンケート ・学校行事（卒業式） ・学校行事（修了式、離任式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・新一年生情報交換会 ・中学校への申し送り